

宅地建物取引上の人権問題に関する県のアクションプラン

平成23年6月
鳥取県

「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針(アクションプログラム)」に基づき、県では、宅地建物取引における入居差別、土地差別などの人権問題を解決するためのアクションプランを下記のとおり定め、具体的な取組みを進めるものとする。

記

1. 県民・宅地建物取引業界の意識啓発用資料の作成及び啓発事業の実施

(1) 研修用資料の作成等

入居差別、土地差別の解消に向けて、鳥取県や宅地建物取引業の業界団体などの主催により研修会等を実施し、県民や事業者の意識啓発を図る。また、研修などで利用できる資料を作成・購入する。

パンフレット、土地差別調査お断りシール(仮称)の作成

「パンフレット」は宅地建物取引業者に配布するほか、事業者の研修会等で活用する。

また、県民を対象とした人権問題、同和問題の講演会でも活用する。「土地差別調査お断りシール(仮称)」は業界団体を通じて各宅建業者に配布する。

映像資料の購入及び活用

映像資料を購入し、宅地建物取引業者の研修会や様々な人権研修の場で活用する。

(2) 啓発事業の実施

入居差別、土地差別をテーマにした講演会を開催する。また、宅地建物取引業者の研修会等に講師を派遣し、啓発を実施する。

宅地建物取引上の人権問題講演会を開催。

「入居差別問題」、「土地差別問題」に詳しい大学教授等を講師に招き開催する。

対象は県民全般及び宅地建物取引業者とする。

宅地建物取引業者研修会等での啓発の実施

宅地建物取引業者研修会、宅地建物取引主任者法定講習会等で啓発を実施。

啓発内容は「人権問題に対する理解と配慮」、「鳥取県人権施策基本方針について」等。

県政だより等による広報

県政だよりやラジオ放送等により、県民に広く周知を行う。

2. 実態把握の実施と対応

次のとおり実態把握を実施し、その調査結果を踏まえて、必要に応じて対応策を検討する。

(1) 鳥取県人権意識調査の実施及び活用

県民の土地差別についての意識を把握するため、平成22年度末に実施した『鳥取県人権意識調査』において、新たに追加した調査項目「土地差別に関する県民の意識」の調査結果を活用する。

また、「障がい者の入居拒否」及び「外国人の入居拒否」の状況に関する調査結果についても併せて活用する。

(2) 市町村からの報告

市町村の機関への宅地建物取引上の問い合わせ等の差別事象が発生したときは、速やかに事象の詳細を県へ報告する。

(3) 宅地建物取引業者及び業界団体からの報告

宅地建物取引業者は、取引の場において差別事象が発生したときは、業界団体を通じて県へその詳細を報告し、また、県の資料収集や関係者の事情の聴取に協力する。

(4) 隣保館からの実態聴き取り調査の実施

県内の実態を把握するため、県内の全隣保館を対象に、地域内での「宅地建物取引上の差別的な扱い(不当に安い評価を受ける等)の状況」の聴き取り調査を実施する。

3. 業界団体へ「自主行動基準」(仮称)の策定を要請

宅地建物取引業者の団体である、(社)鳥取県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会鳥取県本部に、「自主行動基準」(仮称)の策定を要請する。

この基準は宅地建物取引業者が人権問題解決の観点に立ち、関係する法令等を遵守することに加え、法令等の定めのない事項についても自主的に取り決めを行うことにより、業務の適正な運営と宅地建物取引の公正を確保することにより、消費者等との信頼関係を構築し、その利益の擁護及び増進を図ることを目的とするものである。

<参考>

「宅地建物取引上の人権問題」とは？

<入居差別>

- ・ 賃貸住宅などへの入居の際、障がいがあることや、高齢であること、また外国人であることなどを理由に入居を断ることは、日本国憲法の定める「基本的人権」の侵害であり、許されないことです。

<土地差別>

- ・ 平成19年以降、大都市でマンション建設に当たって建設業者から建設候補地の地域評価などの調査の委託を受けた調査会社に対して、周辺の宅地建物取引業者が同和地区のエリアなどの情報を提供していたことが発覚しました。
- ・ さらに調査会社が建設業者への報告書の中で同和地区等を「不人気エリア」「敬遠されるエリア」などの差別的な記載をしていたことが明らかになりました。
- ・ 鳥取県内においては、市役所、町村役場などへの「 地区が同和地区かどうか」を問い合わせた事案が報告されています。

担当 ・ 総務部人権局人権・同和対策課 電話 0857-26-7073
・ 生活環境部くらしの安心局住宅政策課 電話 0857-26-7399

具体的スケジュール(1/2)

項目	内容	スケジュール														
		22年度			23年度										24年度	25年度
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
県民・宅地建物取引業団体の意識啓発用資料の作成・啓発事業	〔研修用資料の作成等〕															
	パンフレット		⇒ 内容検討		人権問題に関する行動指針	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	土地差別調査お断りシール(仮称)		⇒ 図案検討		人権問題に関する行動指針	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	映像資料				人権問題に関する行動指針	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	講演会 ・日程：部落解放月間中(7月10日～8月9日) ・講師：土地差別問題に詳しい大学教授				人権問題に関する行動指針	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	業者研修会等での啓発 ・宅地建物取引主任者法定講習会(6月～11月の間に2回開催) ・宅地建物取引業者講習会(随時)	⇒ H22.10 研修			人権問題に関する行動指針	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	県政だより等による広報(行動指針・自主行動基準の周知)			⇒ 内容検討	人権問題に関する行動指針	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ラジオ放送による啓発				人権問題に関する行動指針	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
														⇒ 啓発継続	⇒ 啓発継続	
														⇒ 啓発継続実施(同和問題講演会・研修等で活用)		

